

人吉市小学校社会体育実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、人吉市（以下「市」という。）における小学校運動部活動の社会体育移行に伴い、児童の運動機会の二極化を防ぐこと及び児童の生涯スポーツの入口として、特定の競技種目によらない、レクリエーションスポーツその他総合的な運動の機会を創出し、かつ児童の身体機能向上及び健康増進を図るため、人吉市小学校社会体育運営委員会（以下「運営委員会」という。）が市の小学校において実施する社会体育（以下「社会体育」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 社会体育は、レクリエーションスポーツその他総合的な運動を行うものとし、スポーツコーディネーター又は指導者が作成する指導案に基づき実施する。

(対象者)

第3条 社会体育の対象者は、市内の小学校に通学する4年生から6年生までの児童とする。

(社会体育への参加)

第4条 対象者が参加できる社会体育は、対象者が通学する小学校で行う社会体育とする。

(期間)

第5条 社会体育の実施期間は、6月から2月まで（夏季休業日及び冬季休業日を除く。）のうち、小学校の実情に応じた7か月間とする。

(回数及び時間)

第6条 社会体育は、前条に規定する期間において、少なくとも週1回実施する。ただし、社会体育の実施日（以下「実施日」という。）において、事情により社会体育が実施できないときは、スポーツコーディネーターと運営委員会事務局の判断により実施日に社会体育を実施しないことができる。

2 実施日において社会体育を実施する時間は、各小学校の放課後（概ね午後4時00分から午後5時30分までの時間をいう。）のうち、概ね60分間とする。

(活動場所)

第7条 活動場所は、市内小学校の体育館及び運動場とする。

(指導等)

第8条 社会体育に参加した児童の指導等は、スポーツコーディネーター並びに運営委員会が登録した指導者及び指導者を補佐するサポーターが行う。

(申込み等)

第9条 社会体育に加入を希望する児童の保護者等は、運営委員会に人吉市小学校社会体育加入申込書（別記様式1）を提出しなければならない。

2 社会体育から退会を希望する児童の保護者等は、運営委員会に人吉市小学校社会体育退会届（別記様式2）を提出しなければならない。

(会費)

第10条 社会体育に参加する児童の保護者等（以下「保護者等」という。）は、運営委員会が社会体育を実施するために必要な費用を負担するものとし、その額は、社会体育に参加する児童1人につき、年額7,000円（1月につき1,000円）とする。

2 前項の会費の計算について、前条第1項及び第2項の期間に1月未満の端数がある場合には、1月として計算する。この場合において、同条第2項の場合における、既納の会費については、人吉市小学校社会体育退会届が提出された月の翌月以後に係る会費を返還する。

3 保護者等は、第1項の額（以下「会費」という。）を一括で納付するものとし、その方法は運営委員会が別に定める方法により納付するものとする。

4 保護者等は、一括による会費の納付が困難な場合は、前期・後期の2回に分けて納付することができる。この場合において、保護者等は、人吉市小学校社会体育加入申込書を提出する際に、その旨を事務局に申し出なければならない。

5 会費の納付期限日は、次のとおりとする。

(1) 一括による納付又は分割による前期分の納付期限日 5月10日

(2) 分割による後期分の納付期限日 9月30日

6 前項の納付期限日が土曜日又は日曜日に当たる場合には、当該日以後の最も近い平日を納付期限日とする。

(謝金)

第11条 第8条に規定する指導者に対し、指導実績に基づき謝金を支払う。

2 謝金の額は、次のとおりとする。

(1) 人吉球磨管内に在住又は勤務する指導者 1人当たり1回につき2,000円

(2) 人吉球磨管外に在住又は勤務する指導者 1人当たり1回につき3,000円

3 前項の各号の要件をいずれも満たす場合は、1号の要件を適用する。

(保険)

第12条 運営委員会は、社会体育に参加する児童、スポーツコーディネーター、指導者及びサポーターを保険に加入させるものとする。

(委任)

第13条 この要項に定めるもののほか、小学校社会体育の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この要項は平成31年4月1日から施行する。